



# 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意 について(概要)

「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」の中の「料金の額及びその徴収期間」の一部を変更することについて同意を求められたため、議決をお願いするもの。

## 1. 割引制度の背景

### ● 利便増進事業

- ・平成20年の「道路整備費の財源等の特例に関する法律」の改正時に高速道路利便増進事業が導入され、景気対策などとして独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が抱える債務のうち約3兆円を国が承継し、債務返済を軽くすることで、各種割引を実施
- ・当初は、平成20年～平成30年の10年間の予定だったが、割引の拡充、東日本大震災の復旧・復興財源への転用などにより、一部の割引について、今年度末で財源がなくなる見込み。

### ● 首都高速道路距離別料金制への移行

- ・平成24年1月1日より料金圏のある均一料金制から料金圏のない距離別料金制(500～900円)へ移行した際に、地方からの意見を踏まえ、激変緩和措置として割引を実施

## 2. 首都高速道路で実施されている割引のうち、平成26年3月末で期限切れとなる割引

### ● 利便増進事業で実施している割引

- ・中央環状線迂回利用割引
- ・会社間乗継割引

### ● 首都高速道路株式会社の財源で実施している割引

- ・大口・多頻度割引(車両単位割引拡充分及び契約者単位割引)
- ・放射道路端末区間割引
- ・羽田空港アクセス割引

## 3. 現行の「事業」からの主な変更点

- 平成26年3月末で期限切れとなる割引制度の割引期間2年延長
- 割引額を税抜表記に変更

## 4. 各種割引制度

### (1)平成26年3月末で期限切れとなる割引(期間延長の同意申請が出された割引)

#### ① 中央環状線迂回利用割引

割引内容・目的	適用条件	現行の割引額
都心へ流入する交通を中央環状線に誘導し、都心環状線の渋滞緩和、環境改善を図る。	都心環状線を利用せず、中央環状線を利用し、遠回りで迂回した場合	普通車100円 大型車200円

#### ② 会社間乗継割引(東京湾アクアラインとの乗継割引)

割引内容・目的	適用条件	現行の割引額
東京湾アクアラインとの連続利用に関し、短距離利用時の料金の割高感を軽減する。	首都高の利用が6km以下又は接続地点直近の出入口の場合	普通車200円 大型車400円

(例)普通車の場合

殿町～浮島 JCT～東京湾アクアライン 通常500円 ⇒ 300円

東扇島～浮島 JCT～東京湾アクアライン 通常500円 ⇒ 300円

※東京湾アクアラインについては、別料金

#### ③ 大口・多頻度割引(事業者向けの割引)※ETC コーポレートカードを使用して料金を支払う自動車に適用

割引率を下表のとおり拡充

(ア)車両単位割引

月間利用金額	通常割引率	拡充後
5千円を超え、1万円までの部分	2%	10%
1万円を超え、3万円までの部分	5%	15%
3万円を超え、5万円までの部分	8%	20%
5万円を超える部分	12%	

(イ) 契約単位割引

月間利用金額	割引率
総額100万円を超え、かつ、車両1台当たりの平均利用額が5,000円を超える場合。	10%

#### ④ 放射道路端末区間割引

割引内容・目的	適用条件	割引後の額
放射道路から都心までのアクセスについて、利用者の負担軽減を図る。	浮島ジャンクションからの距離が18kmを超える都心環状線の各出入口を利用した場合	普通車700円 大型車1,400円

(例)普通車の場合

浮島 JCT～霞ヶ関(距離:21.2km) 通常 800円 ⇒ 700円

## ⑤ 羽田空港アクセス割引

割引内容・目的	適用条件	適用距離
羽田空港へのアクセス性を向上させる とともに湾岸線への交通誘導を図る。	湾岸環八・空港中央 出入口を利用した場 合	実際よりも短い距離を適用 大師～湾岸環八・空港中央間 1.5Km 浮島～湾岸環八・空港中央間 2.3 km

(例) 普通車の場合

殿町から空港中央まで利用 通常600円(7.7km) ⇒ 500円(5.8km)

浜川崎から空港中央まで利用 通常700円(13.6km) ⇒ 500円(5.3km)

## (2)平成62年9月末(償還期限)まで実施される割引

### ① 上限料金の引き下げに係る割引

割引内容・目的	適用条件	現行の割引額
長距離利用者の負担軽減を図る。	首都高速道路を30km以上走行 した場合	普通車最大300円 大型車最大600円

### ② 環境ロードプライシング割引(大型車の割引)

割引内容・目的	適用条件	割引率
横羽線から湾岸線又は川崎縦貫線へ大型車の交通を転換し、内陸部の沿道環境改善を図る。	湾岸線の「大黒 JCT～浮島 JCT 間」又は川崎縦貫線の「大師～浮島 JCT 間」の一部を通行した大型車	神奈川県内950円均一 湾岸環八・空港中央出入口15% その他10%

(例)

東扇島～幸浦(24.5km) 通常 1,800 円 ⇒ 950 円

幸浦～湾岸環八(30.9km) 通常 1,800 円 ⇒ 1,530 円(15%割引)

東扇島～浦安(30.3km) 通常 1,800 円 ⇒ 1,620 円(10%割引)

### ③ 障害者割引

割引内容・目的	適用条件	割引率
障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援。	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けたもの(重度の場合は介護者運転においても適用)	50%

### ④ 前納割引

前払金の額に応じ割引する。

前納額	割引率
10,000円	約5%
50,000円	約14%

※現在、新規登録は停止されており、残高がある場合に利用が可能

### ⑤ 路線バス割引

事前に登録した路線バス事業者の車両に対し割引

割引率 約39%

## 関係法令

### ①道路整備特別措置法（抄）

#### 第3条

- 1 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法に規定する協定を締結したときは、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 省略
- 3 会社は第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者（※）の同意を得なければならない。
- 4 前項の規定により道路管理者（※）が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、地方公共団体の議会の議決を得なければならない。
- 5 省略
- 6 会社は第1項の許可を受けた後、「高速道路の路線名」「新設又は改築に係る工事内容」のうち「路線名」「工事の区間」「工事方法」、又は「料金の額及びその徴収期間」の事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

### ②道路法（抄）

第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う

第17条（抜粋）指定都市の区域内に存する都道府県道の管理は、当該指定市が行う。

※神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、川崎市道高速縦貫線は、道路法の規定に基づき、本市が道路管理者となります。

### ③道路整備特別措置法（抄）

第4条（抜粋）会社は、高速道路の新設又は改築の許可（許可変更を含む）を受けて新設し、又は改築した高速道路については、工事完了の日の翌日から料金徴収期間の満了の日まで、当該道路維持、修繕及び災害復旧を行うものとする。

神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、川崎市道高速縦貫線は、道路整備特別措置法の規定に基づき、高速道路機構と首都高速道路㈱が道路管理者に代わって管理を行っています。



事 計 第 57 号  
平成25年10月 7日

川崎市長  
阿部 孝夫 殿

首都高速道路株式会社  
代表取締役社長 菅原 秀夫



「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」の変更について（同意申請）

標記について、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第6項の規定に基づき、「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」を別添のとおり変更したいので、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。



## 1 高速道路の路線名

本同意申請の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- (1) 神奈川県道高速横浜羽田空港線（神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで）
- (2) 神奈川県道高速湾岸線（神奈川県川崎市川崎区扇島から神奈川県川崎市川崎区浮島町まで）
- (3) 川崎市道高速縦貫線

新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）
<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙3</div> <p style="text-align: center;">料金の額及びその徴収期間</p> <p>〔1〕基本料金の額</p> <p>本文1 高速道路の路線名に記載する高速道路における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。</p> <p>一、 1キロメートル当たり料金の額と固定額</p> <p>(1) 1キロメートル当たりの普通車の料金の額</p> <p>利用距離に対して課する1キロメートル当たりの普通車〔道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のものうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。〕の料金の額は、29.52円とする。</p> <p>(2) 利用1回に対して課する普通車の固定額</p> <p>利用1回に対して課する普通車の固定額は、200円とする。</p> <p>(3) 1キロメートル当たりの大型車の料金の額</p> <p>利用距離に対して課する1キロメートル当たりの大型車〔車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。〕の料金の額は、記(1)に定める額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 利用1回に対して課する大型車の固定額</p> <p>利用1回に対して課する大型車の固定額は、記(2)に定める額に2を乗じて得た額とする。</p>	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙3</div> <p style="text-align: center;">料金の額及びその徴収期間</p> <p>1 基本料金の額</p> <p>本文1 高速道路の路線名に記載する高速道路における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。</p> <p>(1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額</p> <p>ア 1キロメートル当たりの普通車の料金の額</p> <p>利用距離に対して課する1キロメートル当たりの普通車〔道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に定める軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車及び普通自動車で乗車定員が29人以下のものうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。〕の料金の額は、29.52円とする。</p> <p>イ 利用1回に対して課する普通車の固定額</p> <p>利用1回に対して課する普通車の固定額は、200円とする。</p> <p>ウ 1キロメートル当たりの大型車の料金の額</p> <p>利用距離に対して課する1キロメートル当たりの大型車〔車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法第3条に定める大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。〕の料金の額は、同アに定める額に2を乗じて得た額とする。</p> <p>エ 利用1回に対して課する大型車の固定額</p> <p>利用1回に対して課する大型車の固定額は、同イに定める額に2を乗じて得た額とする。</p>



新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）
<p>二. 適用方法</p> <p>(1) 料金距離</p> <p>首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とする。</p> <p>(注)</p> <p>A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一．に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。</p> <p>a： 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。</p> <p>b： 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。</p> <p>c： 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。</p> <p>B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金收受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用し、無線通信により料金を徴収する自動車を用いる。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により</p>	<p>(2) 適用方法</p> <p>ア 料金距離</p> <p>首都高速道路の入口、出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の距離（以下「料金距離」という。）は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長並びに東京高速道路株式会社線を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とする。</p> <p>(注)</p> <p>A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、同項第1号に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。</p> <p>(A)： 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。</p> <p>(B)： 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。</p> <p>(C)： 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。</p> <p>B 現金車〔ETC車〔有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金收受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用し、無線通信により料金を徴収する自動車を用いる。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により</p>

新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）
<p>る自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。]以外の自動車をいう。以下同じ。]は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。</p> <p>(2) 出入口等の相互間の料金の計算額            出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。</p> <p>料金の計算額＝L R + F （単位：円）</p> <p>(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。            L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）            R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）            F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）</p> <p>(3) 通行止めに伴う料金調整            最初に首都高速道路に流入した入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速</p>	<p>無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。]以外の自動車をいう。以下同じ。]は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。</p> <p>イ 出入口等の相互間の料金の計算額            出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の料金距離に応じて、次の算式により算出する。</p> <p>料金の計算額＝L R + F （単位：円）</p> <p>(注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表す。            L：出入口等の相互間の料金距離（単位：キロメートル）            R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）            F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）</p> <p>ウ 通行止めに伴う料金調整            最初に首都高速道路に流入した入口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出口又は首都高速道路と東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速</p>

新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）
<p>道路に再流入した後の最終流出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。</p> <p>(イ) ETC車の場合の料金調整</p> <p>AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を適用する。</p> <p>(ロ) 現金車の場合の料金調整</p> <p>AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて、記(2)の計算式により算出された料金の額を適用する。</p> <p>三. 消費税等の取扱い及び料金の単位</p> <p>記二.(2)に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税額を相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。</p> <p><u>ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。</u></p> <p>[2] 特別の措置</p> <p>料金の額については、記〔1〕にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。</p> <p>一. 料金距離に応じた料金の額</p> <p>首都高速道路を通行する普通車及び大型車の料金の額は、利用した出入口等の相互間の料金距離に基づき、それぞれ1回の通行につき1台当たり、下表の区分に応じた額とする。</p>	<p>道路に再流入した後の最終流出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。</p> <p>(ア) ETC車の場合の料金調整</p> <p>AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、同項第2号イの計算式により算出された料金の額を適用する。</p> <p>(イ) 現金車の場合の料金調整</p> <p>AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて、同項第2号イの計算式により算出された料金の額を適用する。</p> <p>(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位</p> <p>同項第2号イに定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金距離に応じた額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。</p> <p>2 特別の措置</p> <p>料金の額については、第1項にかかわらず、当分の間、次のとおり特別の措置を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用の日から適用する。</p> <p>(1) 料金距離に応じた料金の額</p> <p>首都高速道路を通行する普通車及び大型車の料金の額は、利用した出入口等の相互間の料金距離に基づき、それぞれ1回の通行につき1台当たり、下表の区分に応じた額とする。</p>

新（今回同意申請内容）

旧（現行事業許可に係る同意申請内容）

料金距離	料金の額	
	普通車	大型車
6. 0km 以下	476. 19円	952. 38円
6. 0km 超 12. 0km 以下	571. 42円	1, 142. 84円
12. 0km 超 18. 0km 以下	666. 66円	1, 333. 32円
18. 0km 超 24. 0km 以下	761. 90円	1, 523. 80円
24. 0km 超 30. 0km 以下	857. 14円	1, 714. 28円
30. 0km 超 36. 0km 以下	952. 38円	1, 904. 76円
36. 0km 超 42. 0km 以下	1, 047. 61円	2, 095. 22円
42. 0km 超	1, 142. 85円	2, 285. 70円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

a： 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

b： 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

c： 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 空港中央出入口又は湾岸環八出入口において通行を開始し、又は終了する場合における下表左欄の区間の料金距離は、同表右欄に掲げる区

料金距離	料金の額	
	普通車	大型車
6. 0km 以下	476. 19円	952. 38円
6. 0km 超 12. 0km 以下	571. 42円	1, 142. 84円
12. 0km 超 18. 0km 以下	666. 66円	1, 333. 32円
18. 0km 超 24. 0km 以下	761. 90円	1, 523. 80円
24. 0km 超 30. 0km 以下	857. 14円	1, 714. 28円
30. 0km 超 36. 0km 以下	952. 38円	1, 904. 76円
36. 0km 超 42. 0km 以下	1, 047. 61円	2, 095. 22円
42. 0km 超	1, 142. 85円	2, 285. 70円

(注)

A 料金距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、上表に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する料金距離については、当該出入口等に係る供用の日から適用する。

(A)： 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に利用した経路にかかわらず、首都高速道路のみを通行する場合の最短経路により算出した距離を料金距離とする。

(B)： 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を料金距離とする。

(C)： 常盤橋出入口又は八重洲出入口を入口又は出口として首都高速道路を通行してきた自動車、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を乗継利用する場合は、料金距離には東京高速道路株式会社線の距離を含めないものとする。

B 空港中央出入口又は湾岸環八出入口において通行を開始し、又は終了する場合における下表左欄の区間の料金距離は、同表右欄に掲げる区

新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）												
<p>間の料金距離を用いるものとする。ただし、本運用を適用する期間は平成24年1月1日以降<u>首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）</u>が別に定める日から<u>平成28年3月31日</u>までの間とする。</p>	<p>間の料金距離を用いるものとする。ただし、本運用を適用する期間は平成24年1月1日以降<u>会社</u>が別に定める日から<u>平成26年3月31日</u>までの間とする。</p>												
<table border="1" data-bbox="352 1182 600 2069"> <thead> <tr> <th>対象区間</th> <th>料金距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで</td> <td>川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離</td> </tr> <tr> <td>大師ジャンクションから空港中央出入口又は湾岸環八出入口まで</td> <td>大師ジャンクションから羽田出入口までの料金距離</td> </tr> </tbody> </table>	対象区間	料金距離	川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで	川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離	大師ジャンクションから空港中央出入口又は湾岸環八出入口まで	大師ジャンクションから羽田出入口までの料金距離	<table border="1" data-bbox="352 136 600 1025"> <thead> <tr> <th>対象区間</th> <th>料金距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで</td> <td>川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離</td> </tr> <tr> <td>大師ジャンクションから空港中央出入口又は湾岸環八出入口まで</td> <td>大師ジャンクションから羽田出入口までの料金距離</td> </tr> </tbody> </table>	対象区間	料金距離	川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで	川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離	大師ジャンクションから空港中央出入口又は湾岸環八出入口まで	大師ジャンクションから羽田出入口までの料金距離
対象区間	料金距離												
川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで	川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離												
大師ジャンクションから空港中央出入口又は湾岸環八出入口まで	大師ジャンクションから羽田出入口までの料金距離												
対象区間	料金距離												
川崎浮島ジャンクションから空港中央出入口まで	川崎浮島ジャンクションから湾岸環八出入口までの料金距離												
大師ジャンクションから空港中央出入口又は湾岸環八出入口まで	大師ジャンクションから羽田出入口までの料金距離												
<p>C 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。</p>	<p>C 現金車は、首都高速道路の入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を料金距離とし、その料金距離に応じて料金の額を適用する。</p>												
<p>二. 通行止めに伴う料金調整</p> <p>最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車は、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。</p> <p>(1) ETC車の場合の料金調整</p> <p>AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。</p>	<p>(2) 通行止めに伴う料金調整</p> <p>最初に首都高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出口等をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる首都高速道路への再流入入口等をC、首都高速道路に再流入した後の最終流出口等をDとし、通行止めによって首都高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、BC間を迂回して通行した自動車は、首都高速道路を順方向に通行し、Cにおいて通行止めにより迂回して通行した事実を示した場合の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。</p> <p>ア ETC車の場合の料金調整</p> <p>AB間の料金距離とCD間の料金距離を合算した料金距離に応じて、料金の額を適用する。</p>												

新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）																
<p>(2) 現金車の場合の料金調整</p> <p>AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて料金の額を適用する。</p>	<p>イ 現金車の場合の料金調整</p> <p>AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AD間の料金距離に応じて料金の額を適用する。</p>																
<p>三. 消費税等の取扱い及び料金の単位</p> <p>記一. に定める料金の額に消費税及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。</p> <p><u>ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。</u></p>	<p>(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位</p> <p>同項第1号に定める料金の額に消費税及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。</p>																
<p>[3] 通常料金及び特別の措置における割引</p> <p>一. 割引を適用する自動車及び割引率等</p> <p>(1) 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。</p> <p>(イ) 割引を適用する自動車</p> <p>割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する普通車及び大型車とする。</p> <p>(ロ) 割引後の額</p> <p>利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、割引後の額は同表の額とする。</p>	<p>3 通常料金及び特別の措置における割引</p> <p>(1) 割引を適用する自動車及び割引率等</p> <p>ア 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。</p> <p>(イ) 割引を適用する自動車</p> <p>割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行する普通車及び大型車とする。</p> <p>(ロ) 割引後の額</p> <p>利用した出入口等の相互間の料金距離が、1回の通行につき1台当たり、下表に掲げる料金距離となる場合は、割引後の額は同表の額とする。</p>																
<table border="1" data-bbox="1061 1176 1220 2016"> <thead> <tr> <th rowspan="2">料金距離</th> <th colspan="2">割引後の額</th> </tr> <tr> <th>普通車</th> <th>大型車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30.0km超</td> <td>857.14円</td> <td>1,714.28円</td> </tr> </tbody> </table>	料金距離	割引後の額		普通車	大型車	30.0km超	857.14円	1,714.28円	<table border="1" data-bbox="1061 134 1220 974"> <thead> <tr> <th rowspan="2">料金距離</th> <th colspan="2">割引後の額</th> </tr> <tr> <th>普通車</th> <th>大型車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30.0km超</td> <td>857.14円</td> <td>1,714.28円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) <u>消費税等の取扱い及び料金の単位</u></p> <p>同号ア(イ)に定める割引後の額に消費税及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。</p>	料金距離	割引後の額		普通車	大型車	30.0km超	857.14円	1,714.28円
料金距離		割引後の額															
	普通車	大型車															
30.0km超	857.14円	1,714.28円															
料金距離	割引後の額																
	普通車	大型車															
30.0km超	857.14円	1,714.28円															

新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）
<p>(2) 障害者割引については、次のとおりとする。</p> <p>(4) 割引を適用する自動車</p> <p>割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次の①又は②の要件を満たすものとして、<u>会社</u>が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。</p> <p>① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの</p> <p>② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月7日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合は当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの</p> <p>なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日</p>	<p>イ 障害者割引については、次のとおりとする。</p> <p>(7) 割引を適用する自動車</p> <p>割引を適用する自動車は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。以下同じ。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、次のa又はbの要件を満たすものとして、<u>首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）</u>が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等の必要事項の記載の手続がなされた自動車とする。</p> <p>a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの</p> <p>b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合は当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの</p> <p>なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード〔会社との契約に基づきETCカード（建設省令第2条第2項の規定に基づき東日</p>

新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）
<p>本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めた<u>E.T.Cシステム利用規程（平成24年1月6日）</u>第3条第1号に規定するE.T.Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE.T.Cカードをいう。以下同じ。）又はE.T.Cパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE.T.Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。</p> <p>(甲) 割引率 50%以下とする。</p> <p>(3) 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、E.T.C車のうち、神奈川県高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで〕及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車とする。</p> <p>(ロ) 割引額 下表に定める利用区間〔神奈川県高速横浜浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するため通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限る。〕を通行する場合には、同表の割引額を料金距離に応じて適用し、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。</p>	<p>本高速道路株式会社、会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が定めた<u>E.T.Cシステム利用規程（平成20年1月2日）</u>第3条第1号に規定するE.T.Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE.T.Cカードをいう。以下同じ。）又はE.T.Cパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE.T.Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（同規程同条同号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。</p> <p>(イ) 割引率 50%以下とする。</p> <p>ウ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、E.T.C車のうち、神奈川県高速湾岸線のうち神奈川県横浜市鶴見区大黒ふ頭から同県川崎市川崎区浮島町まで〔大黒ジャンクション（大黒ふ頭出入口を含む。以下同じ。）から川崎浮島ジャンクション（浮島出入口を含む。以下同じ。）まで〕及び川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで（大師出入口から川崎浮島ジャンクションまで）の区間の一部を含む区間を通行した大型車とする。</p> <p>(イ) 割引額 下表に定める利用区間〔神奈川県高速横浜浜羽田空港線のうち神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から同区大師河原一丁目まで〔浅田出入口から大師ジャンクション（大師出入口と川崎市道高速縦貫線を連続して利用するため通行する区間を除く。）まで〕の区間を通行しない場合に限る。〕を通行する場合には、同表の割引額を料金距離に応じて適用し、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。</p>



新（今回同意申請内容）

旧（現行事業許可に係る同意申請内容）

利用区間	料金距離	割引額	
		平成28年 3月31日 まで	平成28年 4月1日以 降
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで〔大師出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	5.6km	0円	<u>190.47円</u>
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで〔殿町出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	3.5km	0円	<u>380.95円</u>
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで）。	4.1km	<u>380.95円</u>	<u>380.95円</u>
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島から同区浮島ジャンクションまで。	4.1km	0円	<u>380.95円</u>
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目から神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島まで（殿町出入口から東扇島出入口まで）。	7.6km	<u>238.09円</u>	<u>238.09円</u>

利用区間	料金距離	割引額	
		平成26年 3月31日 1日まで	平成26年 4月1日 日以降
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで〔大師出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	5.6km	0円	<u>200円</u>
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで〔殿町出入口から川崎浮島ジャンクション〔一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）からの通行に限る。〕まで〕。	3.5km	0円	<u>400円</u>
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで（東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで）。	4.1km	<u>400円</u>	<u>400円</u>
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島から同区浮島ジャンクションまで。	4.1km	0円	<u>400円</u>
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目から神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島まで（殿町出入口から東扇島出入口まで）。	7.6km	<u>250円</u>	<u>250円</u>



新 (今回同意申請内容)	旧 (現行事業許可に係る同意申請内容)						
<p>川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都区大田区羽田空港三丁目まで(殿町出入口から湾岸環八出入口まで)。</p>	5.8km	<u>142.85円</u>	<u>142.85円</u>	<p>川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都区大田区羽田空港三丁目まで(殿町出入口から湾岸環八出入口まで)。</p>	5.8km	<u>150円</u>	<u>150円</u>
<p>神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都区大田区羽田空港三丁目まで(東扇島出入口から湾岸環八出入口まで)。</p>	6.4km	<u>171.42円</u>	<u>171.42円</u>	<p>神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都区大田区羽田空港三丁目まで(東扇島出入口から湾岸環八出入口まで)。</p>	6.4km	<u>180円</u>	<u>180円</u>
<p>川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都区大田区羽田空港三丁目まで(殿町出入口から空港中央出入口まで)。</p>	5.8km	<u>142.85円</u>	<u>171.42円</u>	<p>川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都区大田区羽田空港三丁目まで(殿町出入口から空港中央出入口まで)。</p>	5.8km	<u>150円</u>	<u>180円</u>
<p>神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都区大田区羽田空港三丁目まで(東扇島出入口から空港中央出入口まで)。</p>	6.4km	<u>171.42円</u>	<u>171.42円</u>	<p>神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都区大田区羽田空港三丁目まで(東扇島出入口から空港中央出入口まで)。</p>	6.4km	<u>180円</u>	<u>180円</u>
<p>神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目出入口(東扇島出入口又は殿町出入口)から都道首都高速1号線、都道首都高速2号線、都道首都高速3号線、都道首都高速4号線、都道首都高速5号線、都道首都高速6号線、都道首都高速7号線、都道首都高速8号線、都道首都高速9号線、都道首都高速晴海線のうち東京都区中央区晴海2丁目35番から同都区江東区有明までの区間、都道首都高速11号</p>	12.0km超 18.0km以下 18.0km超 24.0km以下	<u>133.33円</u> <u>152.38円</u>	<u>133.33円</u> <u>152.38円</u>	<p>神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目出入口(東扇島出入口又は殿町出入口)から都道首都高速1号線、都道首都高速2号線、都道首都高速3号線、都道首都高速4号線、都道首都高速5号線、都道首都高速6号線、都道首都高速7号線、都道首都高速8号線、都道首都高速9号線、都道首都高速晴海線のうち東京都区中央区晴海2丁目35番から同都区江東区有明までの区間、都道首都高速11号</p>	12.0km超 18.0km以下 18.0km超 24.0km以下	<u>140円</u> <u>160円</u>	<u>140円</u> <u>160円</u>
<p>神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目出入口(東扇島出入口又は殿町出入口)から都道首都高速1号線、都道首都高速2号線、都道首都高速3号線、都道首都高速4号線、都道首都高速5号線、都道首都高速6号線、都道首都高速7号線、都道首都高速8号線、都道首都高速9号線、都道首都高速晴海線のうち東京都区中央区晴海2丁目35番から同都区江東区有明までの区間、都道首都高速11号</p>	24.0km超	<u>171.42円</u>	<u>171.42円</u>	<p>神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川川崎市川崎区殿町三丁目出入口(東扇島出入口又は殿町出入口)から都道首都高速1号線、都道首都高速2号線、都道首都高速3号線、都道首都高速4号線、都道首都高速5号線、都道首都高速6号線、都道首都高速7号線、都道首都高速8号線、都道首都高速9号線、都道首都高速晴海線のうち東京都区中央区晴海2丁目35番から同都区江東区有明までの区間、都道首都高速11号</p>	24.0km超	<u>180円</u>	<u>180円</u>



新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）																		
<p>(4) ETC前納割引については、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETCクレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。</p> <p>(ロ) 割引率 下表の割引率を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="502 1429 651 2027"> <thead> <tr> <th>利用可能額</th> <th>料金(前払金)</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,500円</td> <td>10,000円</td> <td>約5%</td> </tr> <tr> <td>58,000円</td> <td>50,000円</td> <td>約14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社を利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。</p> <p>(ロ) 割引率 ① 車両単位割引 記(イ)の自動車を使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。</p>	利用可能額	料金(前払金)	割引率	10,500円	10,000円	約5%	58,000円	50,000円	約14%	<p>エ ETC前納割引については、次のとおりとする。</p> <p>(7) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETCクレジットカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。</p> <p>(イ) 割引率 下表の割引率を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="502 383 651 981"> <thead> <tr> <th>利用可能額</th> <th>料金(前払金)</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,500円</td> <td>10,000円</td> <td>約5%</td> </tr> <tr> <td>58,000円</td> <td>50,000円</td> <td>約14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。</p> <p>(7) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETC車のうちETCコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社を利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたETCカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車とする。</p> <p>(イ) 割引率 a 車両単位割引 同号オ(7)の自動車を使用するETCコーポレートカード1枚ごとの月間利用金額に対し、下表Aの割引率を適用する。ただし、平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間は下表Bの割引率を適用する。</p>	利用可能額	料金(前払金)	割引率	10,500円	10,000円	約5%	58,000円	50,000円	約14%
利用可能額	料金(前払金)	割引率																	
10,500円	10,000円	約5%																	
58,000円	50,000円	約14%																	
利用可能額	料金(前払金)	割引率																	
10,500円	10,000円	約5%																	
58,000円	50,000円	約14%																	

新（今回同意申請内容）

旧（現行事業許可に係る同意申請内容）

表A

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	2%
10,000円を超え、30,000円までの部分	5%
30,000円を超え、50,000円までの部分	8%
50,000円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

② 契約単位割引

記(イ)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合には、当該利用者の記(ロ)①に定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。

(ハ) 実施する期間

記(ロ)②に定める割引は、平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。

(6) 中央環状線迂回利用割引については、次のとおりとする。

(イ) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを経由せず、下表左欄に掲げる入口等（起点）から同表右欄に掲げる出口等（終点）までを通行するETC車とする。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等につ

表A

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	2%
10,000円を超え、30,000円までの部分	5%
30,000円を超え、50,000円までの部分	8%
50,000円を超える部分	12%

表B

月間利用金額	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円を超え、10,000円までの部分	10%
10,000円を超え、30,000円までの部分	15%
30,000円を超える部分	20%

b 契約単位割引

同号オ(ア)に定める契約に基づく利用者の月間利用金額の合計が100万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が5千円を超える場合には、当該利用者の(イ) aに定める割引率適用前の当該月間利用金額の合計に対し10%の割引率を適用する。

(ウ) 実施する期間

同号オ(イ) bに定める割引は、平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。

カ 中央環状線迂回利用割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、谷町ジャンクション、三宅坂ジャンクション、竹橋ジャンクション、芝浦ジャンクション、箱崎ジャンクション又は有明ジャンクションを経由せず、下表左欄に掲げる入口等（起点）から同表右欄に掲げる出口等（終点）までを通行するETC車とする。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等につ

新（今回同意申請内容）		旧（現行事業許可に係る同意申請内容）	
<p>入口等（起点）</p> <p>出口等（終点）</p>		<p>入口等（起点）</p> <p>出口等（終点）</p>	
<p>いでは、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。</p>		<p>いでは、当該出入口等に係る供用の日から本割引を適用する。</p>	
<p>さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町</p>	<p>本文1に記載する路線における各出口等</p>	<p>さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、戸田南、高島平、中台、板橋本町</p>	<p>本文1に記載する路線における各出口等</p>
<p>川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋</p>	<p>本文1に記載する路線における各出口等</p>	<p>川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋</p>	<p>本文1に記載する路線における各出口等</p>
<p>三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平</p>	<p>本文1に記載する路線における各出口等</p>	<p>三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平</p>	<p>本文1に記載する路線における各出口等</p>
<p>江戸川区谷河内二丁目〔一般国道14号（京葉道路）との接続部〕、一之江、小松川</p>	<p>本文1に記載する路線における各出口等</p>	<p>江戸川区谷河内二丁目〔一般国道14号（京葉道路）との接続部〕、一之江、小松川</p>	<p>本文1に記載する路線における各出口等</p>

新 (今回同意申請内容)	旧 (現行事業許可に係る同意申請内容)
<p>市川市高谷 (高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、舞浜、葛西</p> <p>本文1に記載する路線における各出口等</p> <p>本文1に記載する各路線における各入口等</p> <p>さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、川戸田南、高島平、中台、板橋本町、川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目 (一般国道14号 (京葉道路)との接続部)、一之江、小松川、市川市高谷 (高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、葛西</p>	<p>市川市高谷 (高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、舞浜、葛西</p> <p>本文1に記載する路線における各出口等</p> <p>さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南、美女木ジャンクション、川戸田南、高島平、中台、板橋本町、川口ジャンクション、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、三郷ジャンクション、八潮、八潮南、加平、江戸川区谷河内二丁目 (一般国道14号 (京葉道路)との接続部)、一之江、小松川、市川市高谷 (高速自動車国道東関東自動車道水戸線との接続部)、千鳥町、浦安、葛西</p>
<p>(ロ) 割引額 普通車 <u>95.23円</u>、大型車 <u>190.47円</u>とする。</p> <p>(ハ) 実施する期間 平成24年1月1日以降会社が別に定める日から <u>平成28年3月31日</u>までの間とする。</p> <p>(7) 会社間乗継割引については、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、下表中欄の接続地点を経由し、東日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線 (同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。) の組合せで通行するETC車とする。</p>	<p>(イ) 割引額 普通車 <u>100円</u>、大型車 <u>200円</u>とする。</p> <p>(ウ) 実施する期間 平成24年1月1日以降会社が別に定める日から <u>平成26年3月31日</u>までの間とする。</p> <p>キ 会社間乗継割引については、次のとおりとする。</p> <p>(7) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、下表中欄の接続地点を経由し、東日本高速道路株式会社が管理する同表左欄の路線及び会社が管理する同表右欄の路線 (同欄に掲げる路線の括弧内の出入口を利用した場合に限る。) の組合せで通行するETC車とする。</p>



新（今回同意申請内容）

旧（現行事業許可に係る同意申請内容）

路線	接地点	路線
一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）	川崎市川崎区浮島町	都道高速湾岸線（湾岸環八、空港中央）、神奈川県道高速湾岸線（東扇島）、川崎市道高速縦貫線（殿町、大師）

(ロ) 割引額  
普通車 190.47円、大型車 380.95円 とする。

(ハ) 実施する期間  
平成24年1月1日以降会社が別に定める日から 平成28年3月31日 までの間とする。

(8) 放射道路端末区間割引については、次のとおりとする。

- (イ) 割引を適用する自動車  
割引を適用する自動車は、ETC車とする。
- (ロ) 割引後の額

路線	接続地点	路線
一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）	川崎市川崎区浮島町	都道高速湾岸線（湾岸環八、空港中央）、神奈川県道高速湾岸線（東扇島）、川崎市道高速縦貫線（殿町、大師）

(イ) 割引額  
普通車 200円、大型車 400円 とする。

(ウ) 実施する期間  
平成24年1月1日以降会社が別に定める日から 平成26年3月31日 までの間とする。

ク 放射道路端末区間割引については、次のとおりとする。

- (イ) 割引を適用する自動車  
割引を適用する自動車は、ETC車とする。
- (ロ) 割引後の額

新（今回同意申請内容）		旧（現行事業許可に係る同意申請内容）	
<p>下表左欄に掲げる出入口等から同表中欄に定める出入口等の組合せで通行し、かつ、料金距離が18.0kmを超える場合、同表右欄に定める割引後の額を適用する。</p>		<p>表左欄に掲げる出入口等から同表中欄に定める出入口等の組合せで通行し、かつ、料金距離が18.0kmを超える場合、同表右欄に定める割引後の額を適用する。</p>	
出入口等	出入口等	割引後の額	割引後の額
		普通車	普通車
大型車	大型車		
川崎浮島ジャンクション	川崎浮島ジャンクション	<p>宝町、京橋、新富町、銀座、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社を管理する道路との接続部</p> <p><u>666.66</u> 円</p>	<p>宝町、京橋、新富町、銀座、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社を管理する道路との接続部</p> <p><u>700</u> 円</p>
		<u>1,333.32</u> 円	<u>1,400</u> 円

新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）
<p>(ハ) 実施する期間 平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成28年3月31日までの間とする。</p> <p>(9) 電気自動車割引については、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、自動車検査証における燃料の種類が電気と記載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）のうち、会社が別に定めるところにより登録がされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したETC車とする。</p> <p>(ロ) 割引率 50%以下とする。</p> <p>(ハ) 実施する期間 平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。</p> <p>(10) ETC路線バス割引については、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したもの）をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(ロ) 割引率 39%以下とする。</p>	<p>(ウ) 実施する期間 平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。</p> <p>ケ 電気自動車割引については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、自動車検査証における燃料の種類が電気と記載された電池によって駆動される電動機を原動機とする検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）のうち、会社が別に定めるところにより登録がされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したETC車とする。</p> <p>(イ) 割引率 50%以下とする。</p> <p>(ウ) 実施する期間 平成24年1月1日以降会社が別に定める日から平成26年3月31日までの間とする。</p> <p>コ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 割引を適用する自動車 割引を適用する自動車は、ETCコーポレートカード（ただし、車載器とともに本割引の適用を受けるための会社への登録及び料金の前払がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したもの）をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>(イ) 割引率 39%以下とする。</p>

新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）
<p>(11) 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。  会社は、<u>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構</u>への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。</p> <p>(イ) 割引を適用する自動車  割引を適用する自動車は、ETC車とする。</p> <p>(ロ) 割引率  個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。</p> <p>(ハ) 実施する期間  実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。</p> <p>(ニ) 適用区間  個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。</p> <p>(ホ) 事前の届出  個々の企画割引ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。</p> <p>(12) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 割引を適用する自動車  割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。</p> <p>(ロ) 割引率  個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。</p> <p>(ハ) 実施する期間  個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。</p> <p>(ニ) 適用区間  個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。</p> <p>(ホ) 事前の届出  個々の社会実験ごとに上記(イ)から(ニ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。</p>	<p>サ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。  会社は、<u>機構</u>への貸付料の支払に支障のない範囲において、次のとおり割引を実施することができる。</p> <p>(ア) 割引を適用する自動車  割引を適用する自動車は、ETC車とする。</p> <p>(イ) 割引率  個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。</p> <p>(ウ) 実施する期間  実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。</p> <p>(エ) 適用区間  個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。</p> <p>(オ) 事前の届出  個々の企画割引ごとに上記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。</p> <p>シ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 割引を適用する自動車  割引を適用する自動車は、首都高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。</p> <p>(イ) 割引率  個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。</p> <p>(ウ) 実施する期間  個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。</p> <p>(エ) 適用区間  個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。</p> <p>(オ) 事前の届出  個々の社会実験ごとに上記(ア)から(エ)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。</p>



新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）																				
<p>B 会社間乗継割引を適用した時点で、〔1〕から〔3〕までに掲げる事項の実施以前における環境ロードプライシング割引を適用した料金以下となる、大師出入口、殿町出入口又は東扇島出入口と一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）との通行に関しては会社間乗継割引のみを適用し、環境ロードプライシング割引は重複して適用しない。</p> <p>(ロ) 重複適用の順序</p> <table border="1" data-bbox="459 1182 805 2033"> <thead> <tr> <th>適用の順序</th> <th>割引の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>上限料金の引下げに係る割引</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中央環状線迂回利用割引又は会社間乗継割引</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>環境ロードプライシング割引又は放射道路端末区間割引</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>E T C前納割引又は大口・多頻度割引</td> </tr> </tbody> </table>	適用の順序	割引の種類	1	上限料金の引下げに係る割引	2	中央環状線迂回利用割引又は会社間乗継割引	3	環境ロードプライシング割引又は放射道路端末区間割引	4	E T C前納割引又は大口・多頻度割引	<p>B 会社間乗継割引を適用した時点で、第1項から第3項までに掲げる事項の実施以前における環境ロードプライシング割引を適用した料金以下となる、大師出入口、殿町出入口又は東扇島出入口と一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）との通行に関しては会社間乗継割引のみを適用し、環境ロードプライシング割引は重複して適用しない。</p> <p>(イ) 重複適用の順序</p> <table border="1" data-bbox="459 136 805 987"> <thead> <tr> <th>適用の順序</th> <th>割引の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>上限料金の引下げに係る割引</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中央環状線迂回利用割引又は会社間乗継割引</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>環境ロードプライシング割引又は放射道路端末区間割引</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>E T C前納割引又は大口・多頻度割引</td> </tr> </tbody> </table>	適用の順序	割引の種類	1	上限料金の引下げに係る割引	2	中央環状線迂回利用割引又は会社間乗継割引	3	環境ロードプライシング割引又は放射道路端末区間割引	4	E T C前納割引又は大口・多頻度割引
適用の順序	割引の種類																				
1	上限料金の引下げに係る割引																				
2	中央環状線迂回利用割引又は会社間乗継割引																				
3	環境ロードプライシング割引又は放射道路端末区間割引																				
4	E T C前納割引又は大口・多頻度割引																				
適用の順序	割引の種類																				
1	上限料金の引下げに係る割引																				
2	中央環状線迂回利用割引又は会社間乗継割引																				
3	環境ロードプライシング割引又は放射道路端末区間割引																				
4	E T C前納割引又は大口・多頻度割引																				
<p>三. <u>消費税等の取扱い並びに割引額又は割引後の額の単位</u>  <u>同項第1号に定める割引額、割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。</u>  <u>ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。</u></p>	<p>4 料金の徴収期間  平成18年4月1日から平成62年9月30日までとする。ただし、国土交通大臣から許可を受けた日において未供用の路線又は区間については、供用開始の日から平成62年9月30日までとする。</p> <p>5 その他  (1) けん引自動車  けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、</p>																				
<p>〔4〕 料金の徴収期間  平成18年4月1日から平成62年9月30日までとする。ただし、国土交通大臣から許可を受けた日において未供用の路線又は区間については、供用開始の日から平成62年9月30日までとする。</p> <p>〔5〕 その他  一. けん引自動車  けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、</p>	<p>4 料金の徴収期間  平成18年4月1日から平成62年9月30日までとする。ただし、国土交通大臣から許可を受けた日において未供用の路線又は区間については、供用開始の日から平成62年9月30日までとする。</p> <p>5 その他  (1) けん引自動車  けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、</p>																				

新（今回同意申請内容）	旧（現行事業許可に係る同意申請内容）
<p>被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以後の被けん引自動車について、1台につき更に普通車の料金1台分を徴収する。</p> <p>二. 乗継について 首都高速道路を通行してきたETC車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を通行する場合であって、ETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を通行する場合であつて、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。</p> <p>三. 実施期日 記〔1〕から〔3〕までに掲げる事項は平成24年1月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以後の被けん引自動車について、1台につき更に普通車の料金1台分を徴収する。</p> <p>(2) 乗継について 首都高速道路を通行してきたETC車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を通行する場合であって、ETCシステムに当該通行実績を記録した自動車については、これを1回の通行とみなす。また、首都高速道路を通行してきた現金車が、引き続き東京高速道路株式会社線を通行し、更に引き続き首都高速道路を通行する場合であつて、乗継券を提出した自動車については、これを1回の通行とみなす。</p> <p>(3) 実施期日 国土交通大臣から許可を受けた日から実施するものとする。ただし、第1項から第3項までに掲げる事項は平成24年1月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

# 首都高速道路ネットワーク図

別添資料

※出入口箇所については主なものを表示

